

【2010年11月17日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第9号 ■

従業員 101～300 人企業の事業主の皆さま
来年 4 月から仕事と子育ての両立を図るための
「一般事業主行動計画」の策定・届出が義務となります！

急速な少子化の進行を止めるため、企業の側にも従業員の仕事と子育ての両立が可能になるような支援に取り組むことが求められています。

平成 15 年には、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって対策に取り組む「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

この法律に基づき、現在、301 人以上の従業員を雇用する企業は仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届出、公表、従業員へ周知を図ることが義務付けられています。

平成 23 年 4 月 1 日からは、法律の適用範囲が広がって、従業員が 101 人から 300 人の企業にも行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられるようになります（100 人以下の企業は努力義務）。計画の策定には時間がかかると思われるので、早めに準備を進めるようお願いします。

【「一般事業主行動計画」について】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

（「モデル行動計画」や届出様式をダウンロードできます）

従業員が 301 人以上の企業でも、計画の策定・届出、公表・周知を行っていない場合は、至急の取り組みをお願いします。

【一般事業主行動計画とは？】

企業が、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てを

していない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、
(1)計画期間 (2)目標 (3)目標達成のための対策を定めるものです。

【お問い合わせ】（最寄りの都道府県労働局雇用均等室へ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/index.html>

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声へ
リンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★注意事項についてはこちらをご覧ください。 <http://merumaga.mhlw.go.jp/>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。
- =====